#### 環境影響評価手続の電子化について

# 1. 近年の行政手続電子化を巡る状況変化

- (1)高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき設置されたIT戦略本部が平成 13年に策定した「e-Japan 戦略」には、電子政府の実現が推進すべき方策の一つとして位置づけられた。
- (2) 平成 14 年以降、行政手続オンライン化法や e 文書法等が制定され、法令に基づき行政機関や民間事業者等が行う手続(申請、保存、作成、縦覧、交付等)について、書面に加え、原則として全てオンラインによる手続も可能となった。
- (3)行政手続オンライン化法等の施行及び省令の整備により、環境影響評価法においても、アセス図書の作成・送付・縦覧といった手続を電子的に行うことを可能としている。ただし、これらの法律は手続の電子化を義務づけるものではなく、また、アセス図書の公告や、事業者が民間事業者の場合のアセス図書に対する意見の送付といった手続は行政手続オンライン化法等の適用対象となっていない。

### 2. 地方公共団体・事業者のホームページ等の実態

現在、全都道府県・全政令指定都市においてホームページが開設され、問い合わせ窓口としてのメールアドレスがホームページ上に掲載されている。

また、環境影響評価法に基づく手続を完了した事業 119 件 (平成 20 年 3 月末現在。経過措置を含む。)について確認したところ、全事業者においてホームページを有していることがわかった。また、113 件 (約 95%)の事業者ホームページにおいて、問い合わせ用のメールアドレスが掲載されているか、又は問い合わせフォームが存在していた。

#### 3. 地方公共団体への調査

方法書、準備書等の電子縦覧や意見書の電子申請の実施は、一部の地方公共団体で整備が進められている。今般、環境影響評価条例を有する都道府県・政令指定都市(62団体)に環境影響評価にかかる電子手続きの在り方について調査した結果、以下の通りであった。電子公開については約6割が、意見の電子受付については、約4割の地方公共団体が、義務付ける必要がある/義務付けた方がよいと回答した。

#### インターネットによる電子公開の在り方

- ア、事業者に電子縦覧を義務付ける必要がある。
- イ. 事業者に電子縦覧を義務付けた方がよい。
- ウ. 電子縦覧の義務付けは不要である。
- エ・その他

# ブ, 13 15 32

#### インターネットによる意見書受付の在り方

- ア.住民意見等の受付電子化を義務付ける必要がある。
- イ.住民意見等の受付電子化を義務付けた方がよい。
- ウ. 住民意見等の受付電子化の義務付けは不要である。
- エ・その他

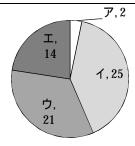


図1 インターネットによる電子公開又は意見書受付の在り方

なお、「イ.義務付けた方がよい」には、課題が解決されれば義務付けが望ましい等、条件付きで回答した自治体の数も含めている。

#### 4. 電子縦覧に伴い生じうる課題等への対応

電子縦覧の実態を把握するため、実績のある団体・事業者に対して以下の調査を行った。

# 4-1.電子縦覧を実施している4地方公共団体に対するヒアリング調査

電子縦覧を実施している4地方公共団体(方法書、準備書、評価書のいずれか全文について、事業者の協力を得て公開している団体)に対して、平成20年度、電子縦覧に伴う課題等のヒアリング調査を行った。いずれも、図書の電子化自体は事業者が行い、地方公共団体が文書をホームページに掲載することとしている。

- ・<u>全4団体において、電子化に伴い、</u>紙媒体の縦覧・閲覧とは異なる<u>問題が発生し</u> たことは無いと回答している。
- ・一部団体においては、事業者に著作権の確認を求める等の対応を行っている。

#### 4 - 2 . 電子縦覧を実施している事業者に対するアンケート調査

法対象案件又は3-1.で対象とした4地方公共団体における条例対象案件(地方公共団体が事業主体となっている事業を除く。)のうち、方法書、準備書、評価書のいずれか全文を電子縦覧した実績のある事業者23者(法対象3件、条例対象20件)に対して、今般、電子縦覧の課題等についてアンケートを行った。

#### (1)電子縦覧に伴う問題(全般)

全23事業者において、電子縦覧に伴い、紙媒体の縦覧・閲覧とは異なる<u>問題が発生したことは無いと回答</u>している。<u>電子公開に用いた資料は、企業の機密事項に配慮</u>して修正を加えた1事業者を除き、22事業者において紙媒体と同一であった。

一方、電子公開による効果としては、<u>約半数(11 事業者)が住民等への情報提供</u>が促進されたと回答した。



図2 紙媒体と電子公開対象媒体の違い

## (2) 著作権への配慮

全23事業のうち21事業者においては、著作権等の問題が起こらないよう、アセス

図書(写真、地図、文書等)に関連する<u>著作権者から許諾を得る、出典を明記すると</u>いった対応が取られていた。

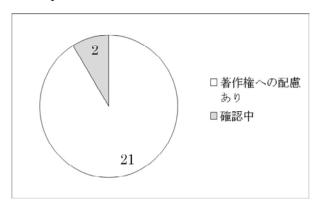


図3 著作権への配慮

#### (3) 希少種に関する情報への配慮

- ・<u>希少種に関連して、紙媒体の資料作成時と異なる対応を実施していた事業者はいな</u>かった。
- ・希少種に関する情報を含んでいた 19 事業のうち、11 事業者は電子公開にあたって 貴重種に特段の配慮をしなかったと回答した。一方、8 事業者においては、紙媒体 の図書を作成する段階で既に配慮した (例えば分布情報を非開示とする、白抜きに する等)と回答した。

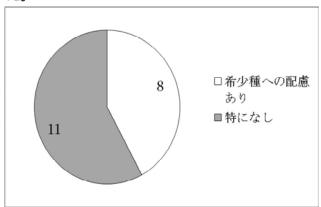


図4 希少種に関する情報への配慮

# (4)電子公開に伴い必要となる実務・予算

・電子公開に伴い新たに必要となった実務期間(紙媒体の資料作成を除く。)については、以下の通りである。全23事業の約4割(9事業)では、紙媒体作成時に電子媒体で作成している等の理由により、追加作業なしで電子公開が可能であると回答した。また、作業が必要となる場合でも、約8割が1日以内に終了すると回答した。

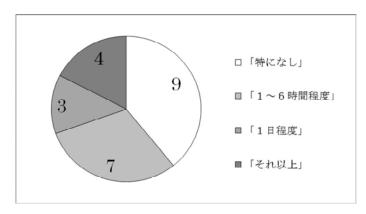


図5 電子化に伴い新たに必要となる作業時間

・電子公開に伴い新たに必要となった予算(紙媒体の資料作成を除く。)については、<u>約7割(17事業者)が</u>、PDF化人件費等以外の<u>追加的予算は「特になし」</u>と回答した。

### (5)その他

公開期間については、<u>過半数(12事業者)では特に公開期限を定めず、縦覧開始以降現在まで公開</u>していた(公開期間を設定しているが、その後も閲覧可能な場合を含む)

#### 5 . 意見提出電子化に伴い生じうる課題への対応

意見提出の電子化(電子メール又は電子申請システム)について実績のある5地方公共団体に対して、今般、電子化の実態・課題等についてアンケートを行った。

その結果、全5地方公共団体において、電子化によって以下に関する問題が発生したことはないと回答があった。

- ・コンピューターウイルスに関する問題 ( )
- ・迷惑メールの増加に関する問題( )
- ・着信確認に関する問題
- ト記以外の問題
- ( )一般的なセキュリティ対策は取っている、と回答した団体もあった。
- ( ) 2 団体が、迷惑メールはあるものの「意見提出の電子化が原因かどうか不明」と回答した(既にアドレスをホームページで公開しているため)。

#### 6.電子による手続を義務付けている他制度の事例

近年、以下のとおり他制度においても、電子化義務付けに関する取組が進んでいる。 詳細は別紙を参照。

法令等名称	策定等年月	概要
消費者契約法	平成 18 年 6 月改正	内閣総理大臣が差止請求権の行使状況に関する情
		報共有をする際に、電子媒体を利用することを義

		務付けている。
行政手続法	平成 17 年 6 月改正	命令等を定める際にはあらかじめその案について 公示し、意見提出期間を定めて広く一般の意見を 求めなければならないという規定があり、その公 示に際して電子化を義務付けている。
健康保険法	平成 14 年 8 月改正	患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療費の明細書(医療レセプト)の電子化を義務付けている。
住民基本台帳法	平成 11 年 8 月改正	市町村長は、他の市町村から当該市町村に住所変 更した者の住民票の記載をしたときは、他の市町 村の市町村長に通知すること等について、電子媒 体の使用を義務付けている。

# 7.前回までの指摘事項整理

前回専門委員会において、「図書電子化により生じうる課題への対応として、ドイツで希少種情報削除とあるが、紙媒体では行っていないのか」とのご指摘があった。確認した結果、必要があれば、紙媒体の環境影響評価関連図書を作成する段階で、関係機関の協議による希少種情報削除が行われることがある。その後、電子媒体にする場合、同一の資料が使用される。

# 8.ポイント

電子政府の実現については、政府全体の戦略等において推進すべき事項として位置づけられている。

地方自治体、法対象事業の事業者(実績)は、それぞれホームページを有している。 また、ほとんどがホームページ上に問い合わせ用メールアドレス・フォームを設けて おり、外部に情報を発信、また外部から意見を受け付ける電子的体制が整備されてい る。

電子縦覧・意見提出電子化に伴い懸念される問題については、実際に発生したとする 報告事例は見られなかった。

電子縦覧については、一部を除き、基本的に紙媒体と同一の図書が使用されている。 電子化に際して懸念される希少種への情報については、紙媒体は、一般的に著作権 等への配慮を行っていたほか、希少種に関する情報への配慮を行っている事例もあった。

他法令において、公示等の手続について、従来書面で行っていたものを電子化するよう義務付けている事例がある。

# 電子による手続を義務付けている他制度の事例

# 消費者契約法 (該当条文改正:平成十八年六月七日)

(差止請求権の行使等)

第二十三条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を 適切に行使しなければならない。

#### 2 · 3 (略)

- 4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。
  - 一 第四十一条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。) の規定による差止 請求をしたとき。

二~十一(略)

5 <u>内閣総理大臣は、</u>前項の規定による報告を受けたときは、<u>すべての適格消費者団体</u> 及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に <u>置く措置</u>その他の内閣府令で定める方法<u>により、</u>他の適格消費者団体に当該報告の日時 及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

6 (略)

### 行政手続法 (該当条文改正:平成十七年六月二十九日)

(公示の方法)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の 案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連 する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見 の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を 求めなければならない。

第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項(前条において読み替えて準用する場合を含む。) 第四項(前条において準用する場合を含む。)及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。(意見公募手続)

## 健康保険法 (該当条文改正:平成十四年八月二日)

(療養の給付に関する費用)

第七十六条 1~5(略)

6 各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)

第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)を担当する病院若しくは診療所(以下単に「保険医療機関」という。)又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局(以下単に「保険薬局」という。)は、療養の給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。)又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織(審査支払機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用(以下「療養の給付費等」という。)の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

# 住民基本台帳法 (該当条文改正:平成十一年八月十八日改正)

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき 住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知 しなければならない。

# 2(略)

3 第一項の規定による<u>通知は、</u>総務省令で定めるところにより、<u>市町村長の使用に係る電子計算機</u>(入出力装置を含む。以下同じ。)<u>から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行う</u>ものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。